

5

さまざまな支援

医療費の助成と「障がい」に対する支援

■ 子どもの医療費助成

0歳～18歳まで(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)の子どもが入院・通院した場合、または訪問看護を利用した場合、医療機関へ支払う医療費を助成しています。

●自己負担額

[通院] 530円/日 [入院] 1,200円/日

お問い合わせ

各市町村

■ 小児慢性特定疾病医療費助成

特定の病気が長く続いている場合に、医療費を助成する制度です。申請者等の市町村民税の課税状況等に応じて、自己負担金が生じます。

お問い合わせ・申請先

各圏域保健所・鳥取市保健所

■ 特定疾病医療費助成

小児慢性特定疾病医療費助成の対象疾病に罹患している20歳未満の方を対象としています。

●自己負担額

[通院] 530円/日 [入院] 1,200円/日

お問い合わせ

各市町村

■ その他の医療費助成制度

●未熟児養育医療

入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を県が負担する制度です。ただし、指定養育医療機関での治療に限られます。また、世帯の所得税額などに応じて、自己負担額が生じます。

お問い合わせ

各市町村

■ 各種障害者手帳

● 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方がさまざまな支援や助成を受けるために必要なものです。

● 療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所(18歳以上の方)で知的障がいがあると判定された子ども(者)に交付されます。

● 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(てんかん、発達障がいを含む)のある子ども(者)に交付されます。

お問い合わせ

各市町村、県民福祉局

知事又は中核市長が指定している医師の診断書に本人の写真を添えて、各市町村に申請してください。

■ 障がいに対する手当・医療費助成

● 障害児福祉手当

重度の障がいがあり、日常生活に常時の介護を要する20歳未満の在宅の方

● 特別児童扶養手当

精神又は身体に中程度以上の障がいがある20歳未満の子どもを養育している保護者の方等

● 育成医療の給付

18歳未満で身体に障がいのある子ども、またはそのまま放置すると将来障がいが残ると認められる疾患がある子どもについて、指定を受けた医療機関・薬局での診療等に必要な医療費の一部を支給します。(世帯の所得や医療の種類によっては対象とならない場合があります。)

● 重度心身障がい者医療費助成

身体障害者手帳1・2級をお持ちの方/IQ35以下の方/IQ50以下で、身体障害者手帳3・4級をお持ちの方が医療を受けた場合、自己負担分の一部を助成します。(一定所得額以下の方に限ります)

● 精神障がい者医療費助成

1級の精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、一定所得額以下の方に対して医療費の自己負担分の一部を助成します。

お問い合わせ

各市町村、県民福祉局